

公益社団法人 佐賀県理学療法士会

広報に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人佐賀県理学療法士会(以下「県士会」)のホームページへの掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

- (1) 佐賀県民を始めとした国民に対し、理学療法(士)の活動を啓発すること。
- (2) 県士会員の臨床活動、職能活動、研究活動に資する情報を発信すること。

(掲載の基準)

第3条

(1) 掲載の対象

県士会に掲載依頼のあった以下のものとする。

- ① 研修会・セミナー・イベントの案内。
- ② 市民対象の公開講座等の案内。
- ③ 理学療法の啓発活動に関する報告および紹介。

(2) 掲載の条件

- ① 県士会および県士会員にとって有益な情報であり、公益性が高い(受益者が一部に偏らない)こと。
- ② 個人の中傷・誹謗あるいはこれに準ずるものは不可とすること。
- ③ 研修会・セミナー・イベント等に関しては、下記の条件を満たすこと。

ア. 主催者が本会、公益社団法人日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会、本会が協賛・後援等で支援している団体であること。

イ. 受講費等の受益者負担が妥当であること。

- ④ ③ア、で示した以外の団体が主催する研修会・セミナー・イベント等の場合は、下記の条件を満たすこと。かつ本会理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

ア. 日程が県士会主催の研修会等の日程と重なっていないこと。

イ. 営利目的ではないこと。

ウ. 県士会員が参加できること。

エ. 県士会員または県士会所属施設からの依頼であること。

オ. 佐賀県および近県で開催されるものであること。

カ. 研修会・セミナー等の参加には、主催する学会や研究会等への入会を条件としないこと。

(3) 掲載の申込

① 事務局に書面にて申請すること。(掲載依頼申請書は本会の様式で申請すること)

② 申請の際、下記の必要事項を明記すること。

研修会・セミナー・イベントの名称、主催者名(団体名)、内容、講師氏名、参加対象、日時、会場、費用、定員、申込方法(郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス)、その他

③ 期限に関して、研修会・セミナー・イベント開催日の2か月前とする。

(4) 掲載料 無料

(補則)

第4条 この規程の定めるもののほか、広報等に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

第5条 この規程は理事会の決議を経なければ変更、改廃することができないものとする。

第6条 この規程は、平成 26 年 9 月 17 日より施行する。